

## NY州、NJ州及びCT州による新型コロナウイルスの感染が拡大する地域からの移動に関する勧告（対象州の拡大）

本7月21日、NY州、NJ州、CT州による移動勧告の対象州が22州から31州へと拡大されました。ついては、対象州より各州に移動される場合には御留意願います。

### 1. 対象州（7月21日時点で31州）

- 本日の新規対象州（10州）：アラスカ、デラウェア、インディアナ、メリーランド、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ノースダコタ、ヴァージニア、ワシントン各州

- これまでの対象州（21州）：アラバマ、アーカンソー、アリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ジョージア、アイオワ、アイダホ、カンザス、ルイジアナ、ミシシッピ、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ネバダ、オハイオ、オクラホマ、サウスカロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、ウィスコンシン各州

- 今回対象州から除かれた州（1州）：ミネソタ州

※対象州は随時更新されるため、最新情報については以下8の3州の関連サイトで確認をお願いします。

### 2. 隔離を実施する期間：対象州を離れた日から14日間

### 3. 隔離の対象者：対象州からNY州・NJ州・CT州に移動する全ての者

※NY州・NJ州・CT州に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含まれます。

※NY州・NJ州・CT州に移動するために対象州を一時的に通過する場合（但し、24時間以内）は、本勧告の対象とはなりません。例：飛行機・バス・鉄道の乗り継ぎ、車・バス・鉄道の休憩施設での停車

4. 対象州となる基準：直近7日間の平均で、陽性者数が10万人当たり10人以上又は陽性率が10%以上の州

5. 罰金：違反者は罰金が科されることがあります。特にNY州は、対象州からNY州へ移動する者に連絡先等の情報を提供することを求めており、提供しない場合には2000ドルの罰金が科されることがありますのでご注意ください。

(※) 提供する情報は以下のフォームでご確認になれます。なお、航空機で移動される場合は機内において様式が配布されることとなっています。

<https://forms.ny.gov/s3/Welcome-to-New-York-State-Traveler-Health-Form>

6. その他留意事項：3州への移動そのものを禁じるものではありません。

7. カーニー・デラウェア州知事のメッセージ（7月21日）

・本日時点で感染者数13,746人、陰性者数144,601人、死亡者525人、入院者58人、うち重症者11人。週に1万5千件の検査を行っているため、陽性者数が増加している。5日平均の新規感染者数は105.3人で、10万人当たり10人を下回るにはこの数字が97人以下になる必要があり、引き続き、数値を下げる努力は行っていく。他方、陽性率は5日平均で4.2%であり、WHOの基準である5%を大きく下回っている。全米50州と比較しても、デラウェア州は中程度であり、5%を上回っているメリーランド州やペンシルベニア州よりもよい数字である。我々はウイルスを制御できていると考えている。

8. 各州及び当館のサイト

- ニューヨーク州：<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

- ニュージャージー州：<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/general-public/are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey-should-i-self-quarantine-if-i-have-recently-traveled>

- コネチカット州：<https://portal.ct.gov/Coronavirus/Covid-19-Knowledge-Base/Travel-In-or-Out-of-CT>

- 当館 HP：<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

\*\*\*\*\*

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

\*\*\*\*\*